

第6章 市地域防災計画との関係

1 対象とする事態の相違

市国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき作成されている伊勢市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 市地域防災計画の活用

前項に示すように市国民保護計画と市地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、市地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

図 1-6 地域防災計画との関係

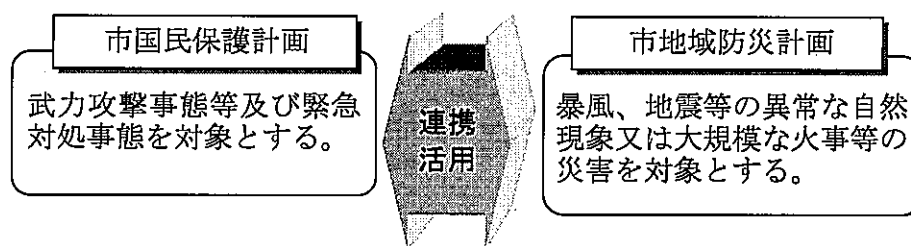
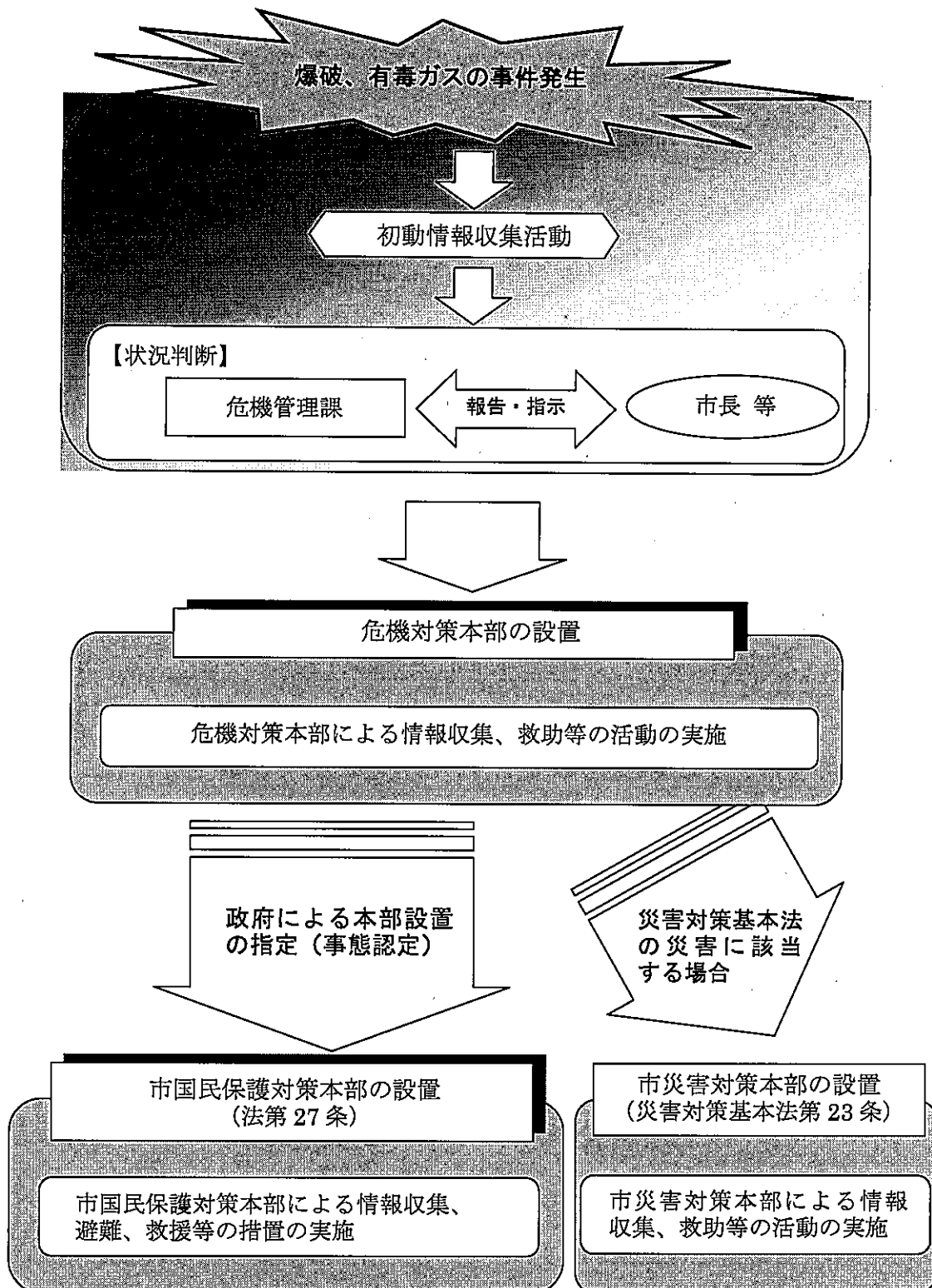


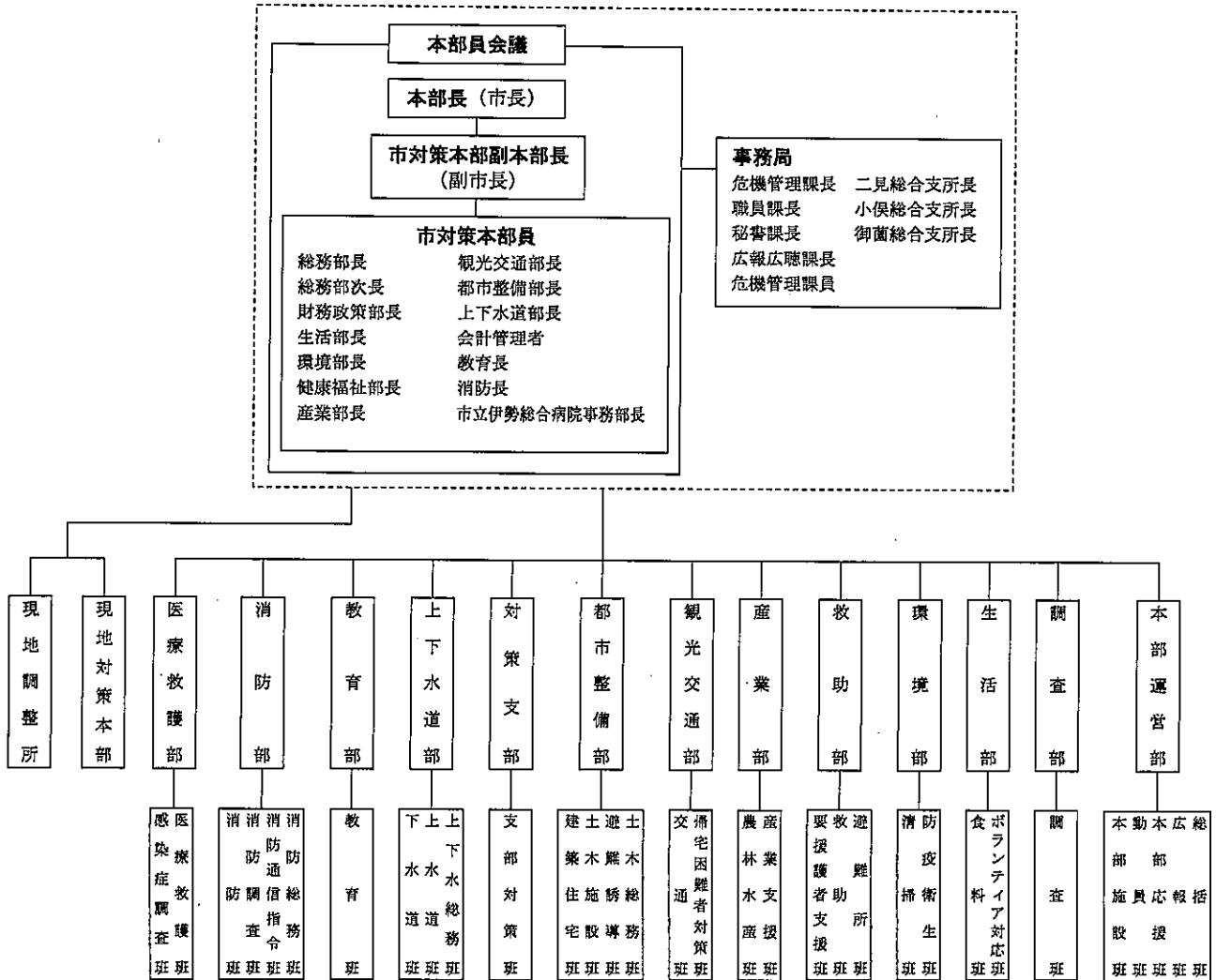
図 3-2 危機発生時のフローチャート



(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

図 3-3 市対策本部の組織構成



※ 本部員会議における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（事務局には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

表 3-1 市対策本部各部の主要な事務又は業務

部	班名	構成員	事務又は業務
各部共通			1. 所管に関する被害状況及び対策実施状況のとりまとめ並びに本部との連絡・報告に関すること 2. 関係機関、関係団体との連絡調整に関すること 3. 各部、各班それぞれの所掌事務計画の策定に関すること 4. 他の部の応援に関すること
本部運営部 (総務部)	総括班	班長/危機管理課長 構成員/危機管理課員	1. 市対策本部の総括に関すること 2. 市対策本部各部との連絡及び総合調整に関すること 3. 市対策本部の情報の収集及び総合調整に関すること 4. 県の対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関すること 5. 他の市町との協議及び初動措置の立案に関すること 6. 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班名	構成員	事務又は業務
			7. 警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定及び緊急通報に関すること 8. 被災情報の収集及び報告に関すること 9. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関すること 10. 避難実施要領の策定に関すること
	広報班	班 長／広報広聴課長 構成員／広報広聴課員 秘書課員	1. 渉外に関すること 2. 被災状況の確認や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること 3. 被害写真、収録、記録に関すること
	本部応援班	班 長／総務課長 構成員／総務課員 検査室員 会計課員 議会事務局員 監査委員事務局員	1. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 2. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 市対策本部運営に係る応援 4. 議会に関すること 5. 国民保護措置関係費の出納に関すること
	動員班	班 長／職員課長 構成員／職員課員 選挙管理委員会事務局	1. 職員の安否等に関すること 2. 職員の服務及び動員に関すること
	本部施設班	班 長／管財契約課長 構成員／管財契約課員・ 電算システム課員	1. 庁舎の被害情報等のまとめに関すること 2. 物資及び資機材の購入に関すること 3. 輸送用船車の調達並びに配車に関すること 4. 他の部に属しない市有財産の被害に関すること 5. 安否情報の収集及び提供に関すること
	総合支所班	班 長／地域振興課長 構成員／地域振興課員	1. 管内の被害情報等のとりまとめに関すること 2. 総合支所に勤務する職員の安否確認及び動員に関すること 3. 庁舎の被害調査及び復旧対策に関すること 4. 管内の広報及び公聴活動、市民相談に関すること 5. 管内の安否情報の収集及び提供に関すること
調査部 (財務政策部)	調査班	班 長／課税課長 構成員／課税課員 収税課員 財政課員 行政経営課員	1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 人的被害及び被害家屋（市有建物を除く。）の調査に関すること
生活部	ボランティア 対応班	班 長／市民参画交流課長 構成員／市民参画交流課員・ 人権政策課員 合併調整室	1. 災害時要援護者（外国人）の避難に関すること 2. ボランティアセンターに関すること 3. ボランティアの受け入れに関すること
	食料班	班 長／地域内分権推進課長 構成員／地域内分権推進課員 戸籍住民課員 生活環境課員	1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 4. 応急食料の供給に関すること 5. 避難場所への物資の配送に関すること 6. 安否情報の収集及び提供に関すること
環境部	防疫衛生班	班 長／環境課長 構成員／環境課員	1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 4. 被災地の消毒その他防疫に関すること 5. 感染症調査班との連絡及び協力に関すること 6. 被災地のし尿処理に関すること 7. 確認された死体の納棺運搬及び埋火葬処理に関すること 8. 衛生材料、その他必需品の調達に関すること 9. 被災地の公害防止に関すること
	清掃班	班 長／清掃課長 構成員／清掃課員 資源循環課員	1. 被災地の塵芥の収集及び処分に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

部	班名	構成員	事務又は業務
救 助 部 (健康福祉部)	避難所班	班 長/医療保険課 構成員/医療保険課員 健康課員 福祉健康課	1. 避難所及び収容施設の開設運営に関する事 2. 避難所担当職員の動員に関する事 3. 避難所における避難者の健康管理に関する事
	救助班	班 長/生活支援課長 構成員/生活支援課員	1. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 2. 安否情報の収集及び提供に関する事
	要援護者 支援班	班 長/長寿課長 構成員/長寿課員 介護保険課員 こども課員 障がい福祉課員	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 災害時要援護者(乳幼児、高齢者、障害者)の避難に関する事
産 業 部	産業支援班	班 長/商工労政課 構成員/商工労政課員 企業誘致課員 産業支援センター準備室員	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 緊急物資(食料を除く。)及び復興資材の斡旋、供給に関する事
	農林水産班	班 長/農林課長 構成員/農林課員 水産課員 農業委員会職員	1. 農林水産物及び農林水産業施設の被害応急対策に関する事 2. 家畜伝染病予防に関する事 3. 漁港施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事
観光交通部	観 光 班	班 長/観光企画課長 構成員/観光企画課員 観光事業課員	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 帰宅困難者の避難に関する事 5. 災害時要援護者(旅行者)の避難に関する事 6. 観光関係施設の被害状況調査並びに対策に関する事
	交 通 班	班 長/交通政策課長 構成員/交通政策課員	1. 市内の運輸交通等の被害調査に関する事 2. 交通規制等に係る関係機関との連絡調整に関する事
都市整備部	土木総務班	班 長/監理課長 構成員/監理課員	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 救助用土木資材の調達に関する事
	避難誘導班	班 長/都市計画課長 構成員/都市計画課員 宮川・横輪川改修対策室員	1. 住民の避難誘導に関する事
	土木施設班	班 長/維持課長 構成員/維持課員 基盤整備課員 産業建設課員	1. 急傾斜地及び砂防施設の応急補修並びに復旧工事に関する事 2. 応急補修用資材の調達に関する事 3. 水防に関する事 4. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関する事 5. 緊急避難路の確保に関する事
	住宅対策班	班 長/建築住宅課長 構成員/建築住宅課員 用地課員	1. 応急仮設住宅等の設置及び運営に関する事 2. 避難所及び収容施設の建設並びに応急補修に関する事 3. 市有及び市の管理する建物の被害査定並びに対策に関する事
上下水道部	上 下 水 総 務 班	班 長/上下水道総務課長 構成員/上下水道総務課員 料金課	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 応急復旧資材及び物品等の調達に関する事
	上 水 道 班	班 長/上水道課長 構成員/上下水道課員	1. 応急飲料水の輸送、給水に関する事 2. 配給水管等水道施設の応急補修に関する事
	下 水 道 班	班 長/下水道建設課長 構成員/下水道建設課員 下水道施設管理課員	1. 汚水の放流対策に関する事 2. 汚水(し尿)処理対策に関する事

部	班名	構成員	事務又は業務
教育部 (教育委員会)	教育班	班長／教育総務課長 構成員／教育総務課員 学校教育課 生涯学習・スポーツ課 文化振興課 教育研究所	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 児童生徒の安否情報の収集及び提供に関する事 4. 学用品の給与に関する事 5. 公立小中学校における児童生徒の避難等に関する事 6. 被災児童生徒等に対する教育に関する事
消防部	消防総務班	班長／消防本部総務課長 構成員／消防本部総務課員	1. 市対策本部、消防団及び自主防災隊との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 避難誘導、救出救助に関する事 5. 消防に関する措置及び指示等に関する事
	消防通信指令班	班長／消防本部消防課長 構成員／消防本部消防課員	
	消防調査班	班長／消防本部予防課長 構成員／消防本部予防課員	
	消防班	班長／消防署長 構成員／消防署員	
医療救護部 (市立伊勢総合病院)	医療救護班	班長／市立伊勢総合病院総務課長 構成員／市立伊勢総合病院職員	1. 対策本部との連絡調整に関する事 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関する事 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関する事 4. 他の医療機関との連絡及び協力要請に関する事 5. 医療機関の資器材の調達及び点検整備に関する事 6. 救護用医薬品の調達及び備蓄に関する事 7. 医療救護助産、患者移送及び救護所の設置に関する事 8. 安否情報の収集及び提供に関する事
	感染症班	班長／市立伊勢総合病院医療事務課長 構成員／市立伊勢総合病院医療事務課員	1. 防疫衛生班との連絡協力に関する事 2. 保健所等関係機関との連絡に関する事 3. 感染症調査用資器材の調達及び点検整備に関する事 4. 感染症発生状況の迅速正確な把握に関する事 5. 保菌者検索に関する事 6. 未収容者及び保菌者の急速隔離と処理に関する事 7. 全般的な戸口調査に関する事

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。